

第8章

我が国の持続的発展のための国際的な連携の強化、国際貢献及び国際競争力強化

第1節 国際的な連携・協調メカニズムの構築とイニシアティブの発揮

(1) 交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合

世界全体のCO₂排出量の23%を占める交通分野において、環境・エネルギー対策に関する国際的な取組みを強化すべく、2009年（平成21年）1月、東京において、世界の交通分野CO₂排出量の約7割を占める主要国の交通担当大臣と関係国際機関代表が一堂に会し、「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」を開催した。会合では、国際的な連携・協調の必要性等について積極的な議論が展開され、①「低炭素・低公害交通システムの実現」という長期ビジョンの共有、②各国の国内交通対策強化の推進及びベストプラクティス（優良事例）の共有やキャパシティビルディング（途上国の能力向上）の強化等による途上国の取組促進、③国際航空・国際海運分野の取組促進、④参加各国・機関間の対話継続と連携強化を盛り込んだ大臣宣言が採択された。

また、イタリア政府より第2回大臣会合を同年12月にイタリアで開催するとの表明があり、我が国としても、同年6月に高級事務レベルでのフォローアップ会合を開催する予定である。

大臣宣言に盛り込まれた施策や関連国際枠組みにおける取組みを推進すると共に、我が国独自の取組みとして発表した交通環境分野における途上国に対する支援パッケージに基づき、同分野における途上国の行動計画策定などを多面的に支援していく。

(2) 東アジア地域における連携強化

我が国では政府全体として、東アジア地域の安定と繁栄を確保するために広範な分野で協力を進めている。

交通分野では、2008年（平成20年）11月に開催した第6回日ASEAN交通大臣会合において、日ASEAN交通連携を従来のモード別取組みから物流、安全・安心、環境及び共通基盤の柱に沿った横断的取組みへと見直す「マニラアクションプラン」、空港環境向上を目的とする「日ASEANエコエアポートガイドライン」、船員資質向上を目的とする「日ASEAN船員共同養成プログラム」を採択し、環境に関する行動計画を今後策定することを承認した。

物流分野では、同年5月に岡山県にて、第2回日中韓物流大臣会合を開催し、共同声明（「北東アジアにおける物流協力に関する岡山宣言」）を採択した。同年6月には、日中韓観光大臣会合を開催し、「日中韓の観光交流・協力の促進に関する釜山宣言」を採択した。また、2009年（21年）2月に第5回日中運輸ハイレベル協議を開催し環境、物流、海事等の分野について意見交換を行う予定であり、同年3月には、第5回日韓運輸ハイレベル協議を開催する予定である。

建設分野では、2008年（20年）にEPAが署名されたベトナムにおいて、第3回日ベトナム建設会議をベトナム建設省と共催するなど、東アジア諸国の建設関連省庁及び建設業界と将来の協働関係構築を目指した取組みを推進していく。

海洋分野では、東アジア海域の持続可能な開発を進める東アジア海域管理パートナーシップ（PEMSEA）の取組みへの更なる貢献のため、同年7月に初めて日本で年次会合及びセミナーを開催した。

(3) 自由で公正な海外建設市場の形成に向けた取組み

我が国建設企業が海外で事業活動を行うための自由なビジネス環境を確保するため、EPAやWTO等の外交交渉の場を通じ、各種規制の撤廃・緩和、調達手続の透明化等、進出相手国の建設市場環境の整備に向けた交渉を引き続き行っていく。

(4) アジア太平洋地域インフラ担当大臣のネットワークの確立に向けた取組み

アジア太平洋地域におけるインフラ整備に関するノウハウ・技術の共有や相互連携を図るため、我が国が提唱し、20箇国・地域を対象としたインフラ担当大臣会合を開催している。2009年（平成21年）6月シンガポールにて開催予定の第7回会合に向け、シンガポール政府と連携して取り組んでいる。

(5) 国際的な水問題への対応

世界の水問題への対応は、農産物や工業製品等の輸入依存度の高い我が国にとって、日本の安全保障の課題である。2007年（平成19年）12月の第1回アジア・太平洋水サミットに引き続き、2008年（20年）5月の第10回国連水と衛生に関する諮問委員会、同年5月の第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）、同年7月のG8北海道洞爺湖サミットなど、様々な国際会議において、世界の水問題解決に向けた我が国の積極的な貢献に対し、高い期待が表明されている。2008年度（20年度）にユネスコを中心とした国連と協働で作成した「河川流域単位の統合的水資源管理ガイドライン」を活用し、ユネスコやアジア河川流域ネットワーク（NARBO）を通じて、統合的水資源管理の普及・促進に貢献していく。また、「水分野での国際貢献が日本の安全保障」の理念のもと、2009年（21年）1月「水問題に関する関係省庁連絡会」を13府省庁で設立し（内閣官房と国土交通省が共同議長）、国内外の水危機解決に貢献する「チーム水・日本」を積極的に支援することとしている。水・衛生問題については、JICA等の国際協力活動に対し、産学官による技術的支援を行う下水道グローバルセンターを設立する。

地球温暖化に伴う気候変動の影響により増大する世界の水災害リスクに対応する適応策として、国際協力機構（JICA）を通じてツバル、ベトナム、インドネシア等への国際協力を行っている。また、水災害リスクマネジメント国際センター（ICHARM）では、衛星を活用した洪水早期警報システムの開発、人材育成等知見の蓄積をもとに、水災害に関するアジア太平洋地域のナレッジハブとしてアジア開発銀行と連携した国際支援を行っている。

第2節 国際標準への取り組み

(1) 自動車基準・認証制度の国際調和

自動車基準の国際的な調和や認証の相互承認の拡大のため、国連の「車両等の型式認定相互承認協定」^(注1)に基づく規則（自動車の装置ごとの基準）の中から38の規則を採用し、相互承認を実施しており、段階的に対象を拡大していくこととしている。また、国連の「車両等の世界的技術規則協定」^(注2)の執行委員会副議長や、世界技術規則を策定するための3つの専門家会合の議長を務めるなど、世界技術規則の策定のために積極的に貢献している。

(注1) 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定

(注2) 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定

(2) 鉄道に関する国際規格への取組み

鉄道の国際規格に、自らの技術を反映させようとする欧州の戦略的攻勢があり、我が国の鉄道業界へ及ぼす影響が懸念されている。国土交通省は、鉄道事業者、関係産業等と協力して、日本の優れた技術を発信するなど国際標準化活動に取り組んでおり、2008年度（平成20年度）は「鉄道分野における標準化活動のアクションプラン」に基づき、積極的な活動を行った。

(3) 船舶や船員に関する国際基準への取組み

国際的な海上運送事業は、様々な国籍の船舶・船員で営まれており、安全や環境保護に関する国際的な統一ルールに従い、適正かつ公平な競争条件の下で営まれる必要がある。このため、我が国はSOLAS条約^(注1)、MARPOL条約^(注2)、STCW条約^(注3)等の船舶や船員に関する条約等による国際基準の策定作業に積極的に貢献している。

(4) 土木・建築基準及び認証制度の国際調和

近年、市場の国際化が進展している土木・建築・住宅分野における外国建材の性能認定や評価機関の承認等の制度の運用、JICA等による技術協力等の施策を実施し、国際標準化機構（ISO）による設計・施工技術の規格制定に参画するなど、土木・建築基準及び認証制度の国際調和の推進に取り組んでいる。また、「土木・建築における国際標準対応省内委員会」において、我が国の技術的蓄積を国際標準に反映するための対応、国際標準の策定動向を考慮した国内の技術基準類の整備・改定等について検討を進めている。

(5) 高度道路交通システム（ITS）の国際標準化

効率的なアプリケーション開発、国際貢献、国内の関連産業の発展等を図るため、ISOや国際電気通信連合（ITU）等の国際標準化機関におけるITS技術の国際標準化を推進している。

また、自動車基準調和世界フォーラム（UN/ECE/WP29）において、先進安全自動車（ASV）に係る国際基準の策定等を目指した活動を行っている。

(6) 地理情報の国際標準化

国土地理院は、ISOの地理情報に関する専門委員会（ISO/TC211）に参画し、地理情報の国際標準化を推進するとともに、国際標準に準拠した国内標準を整備・普及している。

(7) 技術者資格の海外との相互承認

APECエンジニア相互承認プロジェクトでは、参加国間における技術資格の相互承認に基づく有資格技術者の流動化を促進している。APECアーキテクトプロジェクト（建築家登録制度）では、建築設計資格者の流動化を促進するため、2008年（平成20年）7月にオーストラリアとの間で「APECアーキテクト日豪二国間相互承認取決め」を作成した。

(注1) 海上における人命の安全のための国際条約

(注2) 船舶による汚染の防止のための国際条約

(注3) 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

(8) 日本海呼称問題への対応

「日本海（Japan Sea）」の名称は、海上保安庁が刊行する海図や国土地理院が刊行する地図はもとより、国際水路機関（IHO）が刊行する海図作製のための指針に掲載され、国際的に確立された唯一の名称として認知されている。

しかし、1992年（平成4年）に開催された第6回国連地名標準化会議以降、韓国は、「日本海という名称は日本の植民地政策に基づくものであり、東海（East Sea）に改称するか日本海と併記すべき」との主張を繰り返している。国土交通省は、外務省等関係省庁と密接に連携し、国際社会に「日本海」への正しい理解と支持を求めていく。

第3節 我が国の経験・技術・ノウハウを活かした国際協力

(1) 国際協力の展開

開発途上国の発展には、経済社会基盤の整備を始め、計画・政策策定や管理・運営を担う人材の育成が不可欠であり、国土交通分野の国際協力に対するニーズが高いことから、①政策対話を通じた国際交流の実施やNGO等民間団体による国際協力の支援と研修生受入れ等を通じた人材育成、②相手国の実情に応じた効果的な協力を行うための援助方針の策定、プロジェクト形成及び国際協力評価事業、③地球環境問題への対応や安全性向上のための技術開発等の実施、④専門家等の派遣、要人招へい等による日本の技術・基準の移転、⑤JICA等関係機関を通じた技術・ノウハウの移転や国際機関と連携した国際協力などを推進している。

(2) 広域的な経済社会基盤の整備等への協力

国際的な相互依存関係の拡大を踏まえ、影響が複数国にわたるアジアハイウェイ、メコン地域開発、アフリカ広域インフラ等、広域的な経済社会基盤整備を支援している。

アジアハイウェイについては、2004年（平成16年）「アジアハイウェイ道路網に関する政府間協定」（同協定では、「東京－福岡」が路線「AH1」として位置づけ）に我が国を含む27ヶ国が署名、2005年（17年）に発効し、我が国は整備促進に向けた技術協力等を推進している。メコン地域開発については、2004年（16年）に取りまとめた「メコン地域のインフラ分野における今後の支援のあり方（提言）」に基づき、技術協力等を推進している。アフリカ広域インフラについては、TICAD IVでの福田総理（当時）の表明を受けた「アフリカへの貿易投資促進合同ミッション」への参加など、技術・ノウハウを活用したアフリカへの広域インフラ整備の支援を推進している。

また、我が国の優れた鉄道技術を海外に普及させる観点から、中国高速鉄道に関する技術交流や、ブラジルやカリフォルニア等の高速鉄道計画について省エネルギー性に優れ、安全、安定、高頻度、大量輸送を強みとする我が国の高度な新幹線技術の導入に向けた取組みを進めるとともに、渋滞の緩和や環境改善に資する都市鉄道についても技術的な協力を実施している。さらに、産業界から要望の強いASEANやインドにおける物流インフラ整備、ロシアにおける貨物輸送の円滑化等に関して関係国政府などと共同で検討を行っている。

我が国建設業については、開発途上国での質の高い社会資本整備により、雇用創出、現地での資材調達、技術・ノウハウの移転等により、経済社会の発展に貢献している。このため、EPA等の機会を活用して、我が国建設業の海外展開を支援し、開発途上国への貢献を図る。

(3) 環境・安全面での協力

環境面において、京都議定書に基づくクリーン開発メカニズム（CDM）の社会資本整備分野での活用を促進するため、技術検討会や国内外でのセミナーを通じた環境整備を実施している。また、アジアの自動車行政官に対する研修やミャンマーにおいて都市バスの交通改善に資する調査を実施している。

安全面では、インドネシアに対し航空機事故調査レベルの向上に資する研修等の技術協力を行っている。また、開発途上国の保安担当官を対象に、港湾、航空各分野のセキュリティに関する専門家会合や集団研修を行っている。海上保安庁でもこのようなキャパシティビルディングを積極的に推進しており、アジア地域の海上保安機関の能力向上を目的とした研修、訓練の実施等を行っている。

災害対策等への協力については、国際緊急援助隊として派遣される救助チームに海上保安庁、専門家チームに国土交通省及び海上保安庁が参加している。また、被災地等への政府調査団等にも参加している。具体的には、中国四川大地震、バングラデシュ及びミャンマーのサイクロン被害、ツバルの気候変動問題に関する調査団への参加等、各分野の専門家を派遣している。

さらに、都市、河川、道路、住宅、地図、鉄道、海事、気象等の各分野においても各国で技術移転を目的とした専門家派遣、研修等の技術協力を実施している。

(4) 海外における官民協働型インフラ整備プロジェクトの促進への取組み

開発途上国における膨大なインフラ需要が見込まれる中、民間のノウハウや資金力を活用したインフラの整備手法が重要性を増している。一方、我が国建設産業は、国内市場が縮小する中で、国内依存度の高い産業構造を転換することが重要な課題となっている。このため、モンゴル（水資源）及びベトナム（道路）官民研究会を設置し、産官学の協働により、官民協働型（PPP）インフラ整備プロジェクトの促進に向けた検討を行っている。

(5) 我が国建設業の国際競争力強化

国内建設市場の競争環境が激化する中、我が国建設業は、高い技術力・ノウハウを活かした海外進出をしてきており、海外受注額は、2007年度（平成19年度）2年連続の過去最高額となる1兆6,813億円となっている。

積極的海外展開を推進するため、我が国の建設産業のプレゼンスを高めることに貢献した海外事業を評価すべく、「JAPANプロジェクト国際賞」（大臣表彰）を創設し、インフラ整備に関連する優れた建設環境技術を諸外国に紹介すること等を目的とした「国際建設・環境シンポジウム」を実施したところである。

第4節 多国間・二国間交渉等を通じた取組み

1 多国間交渉・フォーラムを通じた取組み

(1) 世界貿易機関（WTO）への対応

WTOドーハ・ラウンドにおいて、一層の自由化を目指し、我が国は、海運・建設分野における複数国会合の議長を務めるなど、サービス等の各分野における交渉に積極的に参加している。また、公共事業を含め政府が行う調達に関する規律を設けている政府調達協定（GPA）について、手続の透明性の確保と市場参入の拡大を図ることを目的とした改正交渉が進められている。

(2) アジア太平洋経済協力（APEC）への対応

APECは、貿易・投資の自由化及び円滑化と経済・技術協力を推進しており、国土交通省は交通及び観光WG（作業部会）を中心に積極的に取り組んでいる。交通WGでは、陸・海・空・インターモーダルの分野別専門家会合で議論を行っている。観光では、2008年（平成20年）4月の第5回観光大臣会合（ペルー）で、域内の持続可能な発展に向けた取組みを進め、また4・12月に開催された観光WGでは、域内発展のため気候変動対策ほか広範な取組みを実施していくことが確認された。

(3) 経済協力開発機構（OECD）への対応

OECD造船部会における健全な造船市場の構築、公正な競争条件の整備及び新興造船国との対話強化、観光委員会における国際観光の振興、地域開発政策委員会における国土・都市政策等に関する各加盟国の政策レビュー等に取り組むとともに、OECD/ITF共同交通研究センターにおける「交通部門における温室効果ガス排出削減戦略に関するワーキンググループ」の議長を務め、積極的に対応している。

コラム 中国四川大地震の復興支援をはじめとする災害対策等への協力

2008年（平成20年）5月に発生した中国四川大地震は、中国西部に甚大な人的被害とインフラへの被害をもたらしました。

日本政府は地震直後、お見舞いのメッセージとともに、必要であればできるだけ支援を行う用意がある旨のメッセージを中国政府に伝え、6月末には日本政府調査団を派遣して、防災分野、災害に強いまちづくり分野等において、日本の有する震災復興の経験、知識、技術等ソフト面での協力の推進について、中国関係部局と協議を行い、また、7月の洞爺湖サミットにおける日中首脳会談では、中国四川大地震の復興計画について、日中間の協力を推進していくことで一致しました。

国土交通省は、上記の政府調査団をはじめ、独自の調査団やJICA調査団、現地フォーラム等に、復興まちづくり、ダムの安全基準、道路防災、橋梁の耐震、住宅・建築物の耐震等の分野の専門家を派遣するとともに、中国政府が派遣する災害復興日本視察団の受入れ、分野別二国間会議の実施等を通じ、中国関係部局との政策対話や技術的な意見交換を実施し、ソフト面での協力を進めています。例えば、10月には、震災を受けた四川省成都で第23回日中河川ダム会議を開催し、被災地を視察するとともに、地震によって被災したダムや河道閉塞（天然ダム）の状況とその対策について議論しました。

今後とも、関係機関等と連携し、防災や災害に強いまちづくりの分野における協力を積極的に推進していきます。

土砂崩落による集落被害の様子



(4) 国際海事機関 (IMO)、国際労働機関 (ILO) への対応

我が国は世界有数の海運・造船国として、IMOの活動に積極的に参加し、船舶からの温室効果ガス及び大気汚染物質削減、目標指向の新造船構造基準^(注1)等を検討し、特に、シップリサイクル^(注2)に関しては、リサイクルヤードからの海洋汚染防止や労働安全衛生の問題解決のため、2009年(平成21年)5月の新条約採択に向けて我が国主導のもと策定作業を行っている。

2006年(18年)2月、ILOにおいて採択された海事労働条約は、船員の労働環境向上及び国際海上輸送における公正な競争条件の確立を図るものであり、2008年(20年)9月に同条約の旗国検査及びPSCに係るガイドラインが策定されたことから、我が国の締結に向け、国内関係者との検討・調整を進めている。

(5) 国際民間航空機関 (ICAO) への対応

ICAOは、国際民間航空の安全かつ整然な発達及び国際航空運送業務の健全かつ経済的運営に向け、一定のルール等を定めている。我が国は加盟国中第2位の分担金を負担し、第1カテゴリー(航空輸送において最も重要な国)の理事国として、ICAOの諸活動に積極的に参加し、国際民間航空の発展に寄与している。

(6) 各分野における多国間の取組み

① 物流分野での取組み

日中韓3国による物流大臣会合を開催し、国際物流に関する情報交換、相互協力及び意見交換を通じ、北東アジアにおける物流分野の更なる協力・連携を推進している。

② 観光分野での取組み

日中韓3国による観光大臣会合を開催し、国際観光に関する情報交換、相互協力及び意見交換を通じ、観光交流の促進と協力の強化について推進している。

③ 道路分野での取組み

世界道路協会(PIARC/WRA)では副会長を始め、技術委員会に委員を派遣するとともに、アジアオーストラレイシア道路技術協会(REAAA)においては2008年(平成20年)6月に道路機関長級(HORA)会議を日本で開催するなど、積極的に国際活動を推進している。

④ 港湾分野での取組み

2008年(平成20年)11月に日中韓三国により、第9回北東アジア港湾局長会議が開催され、第7回の会議(2006年(18年)11月)で確認された今後3箇年における共同研究(緊密な港湾協力の促進、浚渫土砂の有効利用、沿岸災害軽減策)について、各国から進捗状況が報告された。

⑤ 海上保安の分野での取組み

北太平洋海上保安フォーラム及びアジア海上保安機関長官級会合を主体的に展開し、海賊及び海上セキュリティ対策等のために海上保安機関間の連携・協力を積極的に推進しているほか、IMO、IHO等国際機関を通じ国際貢献に努めている。

⑥ 測量・地図分野の取組み

地球地図プロジェクト推進のため、フォーラムの開催やTICAD IV、G8北海道洞爺湖サミット、気

候変動枠組条約締約国会議(COP)等の場を通じた普及活動を実施している。また、国連アジア太平洋地域地図会議の勧告で設置されたアジア太平洋GIS基盤常置委員会の副会長を務めるほか、同委員会と連携し関係各国と協働で地殻活動監視を推進している。

2 二国間交渉を通じた主な取組み

(1) 二国間のEPA/FTA(自由貿易協定)締結への対応

自由貿易等の推進に向け、我が国では、積極的にEPA/FTA締結に向けた政府間交渉を行っており、シンガポール等の国と9つのEPAが発効している。我が国の運輸、観光、建設業等の国際競争力の強化及び海外展開の推進の観点から、相手国における外資規制の撤廃・緩和等のサービス分野の自由化、相手国の政府調達に関する市場開放及び参加機会の拡大を推進するとともに、人的交流拡大の観点から、観光分野における二国間協力に取り組んでいる。

(2) 日米間における経済協議の枠組みへの対応

日米間の対話を通じて持続可能な成長の促進を図る「成長のための日米経済パートナーシップ」において、次官級経済対話、規制改革イニシアティブ等に参加し、交通セキュリティ、海運自由化、公共工事等における各種課題について意見交換を行っている。

(3) 各分野における二国間の取組み

交通分野では、日米間での運輸分野における技術協力、日仏間でのITS、都市交通及び航空事故調査、日EU間での都市交通、日中間及び日韓間での交通分野における次官級協議、日越間での高速道路等様々な内容について定期的に協議を実施している。

河川・砂防分野では、韓国、中国、フランス、イタリア、オランダ及び米国との間で二国間会合を開催し、情報交換、技術協力等を推進している。

海上保安分野では、ロシア、中国、韓国、インドの海上保安当局との間の協力文書に基づき、海上治安、捜索救助、海洋環境保全等の連携・協力を進めている。

(注1) 従来、各国、船級協会ごとに異なっていた船舶の構造基準について、ある一定の目標を定め、国際的に合意された要件を設定していくこと

(注2) 船舶の解撤：寿命に達した船舶は、解体され、その大部分は鉄材等に再活用